

平成25年10月28日（月）

於・特許庁庁舎16階 共用会議室

産業構造審議会 第2回知的財産分科会
議 事 録

特 許 庁

1. 日時・場所

日時：平成 25 年 10 月 28 日(月)10—12 時

場所：特許庁 16 階共用会議室

2. 出席委員

野間口分科会長、青山委員、大淵委員、片山委員、君嶋委員、小林委員、末永委員代理土井氏、高山委員、中鉢委員、土肥委員、長岡委員、永野委員、中村委員、野坂委員、林委員、古谷委員、間塚委員、宮川委員、宮城委員、宮島委員、安田委員、山本委員

3. 議題

開会

資料説明

(1) グローバルな企業活動を支える知的財産制度のあり方について（討議）

(2) 「『イノベーション推進のための知財政策に関する検討ワーキンググループ』の
これまでの議論を経た所感」（平成 25 年 10 月 25 日山本知的財産戦略担当大臣）
について（報告）

討議

閉会

1. 開 会

○野間口分科会長 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会第2回知的財産分科会を開催いたします。大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の議題は、「グローバルな企業活動を支える知的財産制度のあり方について」となっております。

それでは、委員の出欠状況及び定足数、配付資料、本分科会の公開及び議事録の取り扱いなどにつきまして、事務局より確認させていただきます。

○桂企画調査課長 企画調査課長の桂でございます。

まず委員の出欠について御報告いたします。本日は、沖野委員、竹中委員が御都合により御欠席でございます。末永委員も御欠席ですが、連合経済政策局部長の土井様が代理で出席されております。また、所用のため小林委員が途中から出席、野坂委員と安田委員は途中で退席されると伺っております。

この結果、議決権を有する24名の委員のうち、今現在20名の委員に御出席いただいておりますので、産業構造審議会令第9条に基づきまして本日の分科会は成立しております。

次に配付資料でございますが、お手元に資料1から資料5をお配りしております。落丁等がございましたら、恐れ入りますが挙手でお知らせいただければと思います。

続きまして本分科会の公開ですが、第1回と同様、一般の方々の傍聴を認めることとし、特段の事情がある場合を除き、議事録と配付資料を特許庁のホームページにおいて公開したいと存じます。

また、議事録に関しましては、委員の皆様方に後日内容を御確認いただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

2. 資 料 説 明

- (1) グローバルな企業活動を支える知的財産制度のあり方について（討議）
- (2) 「『イノベーション推進のための知財政策に関する検討ワーキンググループ』

のこれまでの議論を経た所感」(平成 25 年 10 月 25 日山本知的財産戦略担当大臣)について(報告)

○野間口分科会長 それでは、早速本日の議題へ移りたいと思います。

前回、委員の皆様からグローバルな知財を取り巻く環境変化への適応、中小企業支援、知的財産人材の育成等々、いずれも重要な課題について御指摘をいただきました。今回は、その中でも国際事項に焦点を当てまして、「グローバルな企業活動を支える知的財産制度のあり方について」をテーマにしたいと思います。資料につきまして、最初に事務局から説明をお願いいたします。

○桂企画調査課長 それでは、資料 1 から資料 4 に基づき説明させていただきます。

まずは A 3 の資料 1 をご覧ください。この資料は、前回、委員の皆様方よりいただいた御意見を、総論、裾野の拡大、イノベーション促進、グローバルの四つのカテゴリーに分けて整理をさせていただきました。復習も兼ねまして御紹介させていただきます。

「総論」としましては、知的財産制度を支える審査体制についての情報発信の重要性でありますとか、出願人重視、ユーザーフレンドリーな制度設計、知財分野での我が国のリーダーシップの発揮、当分科会からの「産業競争力会議」などへの知財戦略の発信、中長期的な視点からの知財制度の検討の必要性、司法における特許性の判断のあり方、につきまして御意見をいただいております。

「裾野の拡大」の観点でございますが、例えば中小企業に対する料金の減免、金融業界への知的財産権の重要性の啓発、地域ブランドの育成支援、知的財産教育の重要性、特許電子図書館の継続についての御意見をいただいております。

また、イノベーション促進の観点からは、共同出願のライセンスの制度についての御意見、権利クリアランスの仕組み、特許権を侵害した場合のペナルティーのあり方、営業秘密についていろいろな課題の御指摘、弁理士あるいは弁護士の先生方の役割、職務発明制度についての課題についての御意見でございます。なお、職務発明制度につきましては、その重要性が高まっておりますので、4 名の委員の方々から御意見を頂戴している状況でございます。

グローバルの視点からは、例えば審査官の大幅な増員、特許の質の重要性、制度調和の促進、日本の知財システムのグローバルスタンダード化、新しいタイプの商標、あるいは画面デザインの保護の重要性について御意見をいただいております。

これらの御指摘、御意見はいずれも大変重要な御指摘、御意見でございますが、大企業あるいは中小企業を問わず喫緊の課題となっておりますのは、知的財産を活用してグローバルでいかに勝つかということと存じますので、今回、これらのカテゴリーの中でも特に「グローバル」の点に着目しまして、グローバルな企業活動を支える知的財産制度のあり方について御議論をお願いしたいと存じます。

それでは、資料2をご覧ください。資料2は2枚組みの資料になっており、1枚目がグローバルな環境変化を全体的に俯瞰したもの、2枚目が環境変化を国別にまとめたものです。まず1枚目、全体を俯瞰した資料で説明させていただきます。

前回も少し御紹介させていただいたと思いますが、知的財産制度をめぐるグローバルな環境が大きく変化してきております。その変化は、知的財産制度の多極化、制度間競争、競争政策と公共政策との交差の3点から捉えることができると思います。

まず1点目ですが、新興国市場が拡大する中で、グローバルに活動を行う企業は、これまで以上に多くの国々で知的財産権を取得する必要があります。一方、各国はそれぞれ産業政策の一環として独自に制度を保有し、運用を行っておりますので、知的財産制度はまさに多極化してきている、群雄割拠している状況といえます。

世界の特許出願件数ですが、2011年の段階で214万件に達しており、ここ10年で約1.5倍に伸びております。その中でも特に中国ですが、政府の積極的な産業財産権取得の奨励策により特許出願等が爆発的に増加しております。今や世界第一位の特許出願国という状況でして、2012年で65万件に達しております。その特許出願の約8割は中国国内からの出願です。韓国もこの10年で特許出願を大幅に増やしております。このため、日本、アメリカ、ヨーロッパ、中国、韓国の五つの特許庁、五庁への特許出願が全世界の特許出願件数の約8割を占めるという状況に至っております。世界をリードする主要特許庁の日米欧の三極から、これに中国・韓国を加えた五庁体制へとシフトしてきております。なお、中国におきましては特許のみならず、無審査で登録となる実用新案、意匠の出願も爆発的に増えている状況です。

2点目ですが、第一国で特許査定がなされた場合に、第二国で早期に審査を受けることができる仕組みであります特許審査ハイウェイの仕組み、2006年に我が国と米国の間で試行が開始されて以来、参加国数が拡大して、現在、我が国は26の特許庁と特許審査ハイウェイを実施しております。申請件数も累計で約4万件という状況です。

こうした特許審査ハイウェイ網の拡大の取組みは、どの国を起点とすることがグローバ

ルに権利を取得・活用するために有効かというユーザーの戦略的な取組みを大きく後押しすることになりますので、ユーザーに選ばれるための各国の制度間競争が一層激しくなっております。欧州における単一効特許の導入、あるいは特許法条約、意匠のハーグ協定、商標のマドリッド議定書の加盟国拡大の動きですとか、欧州特許庁を中心とした共通特許分類のグローバル化拡張の動き、途上国の取組みをめぐる先進国間での競争、こうしたものも制度間競争の一環として捉えることができると思います。

今後、知財制度の調和が進展するとともに、各国特許庁ともに魅力向上に向けた取組みが行われる状況ですので、ますますユーザーはそれぞれの市場戦略に基づいて、強く安定的な権利の取得あるいは活用が可能となる国や制度を選択するようになると考えられます。

3点目ですが、競争政策や公共政策と知財制度との調整、これも新たな課題となっております。米国では、自ら研究開発あるいはものづくりをせずに、他者から特許権を取得して特許侵害などを理由に訴訟を起こして稼ぐ、こういった組織による差止請求が問題となっています。このような組織、差別的な意味を含めまして「パテントトロール」と呼ばれたり、最近では Non-Practicing Entity、略して N P E、あるいは Patent Assertion Entity、略して P A E と呼ばれることが多いようです。資料では N P E と表記しております。

問題の本質は、低い品質の特許に基づく特許訴訟の悪用にあると言われております。米国において 2012 年に提起された特許侵害訴訟のうち、3 分の 2 は N P E が提訴したものであるという状況です。近年 N P E による訴訟が増加し、また、N P E が中小・零細企業あるいはエンドユーザーを攻撃するようになってきたことから、社会問題として取り上げられるようになっております。オバマ政権が本年 6 月に対策を発表しました。米国議会に今、特許訴訟の悪用抑止を目的とする法案が出されている状況ですので、米国においてその対策が急ピッチで立てられようとしている状況です。

それから、標準技術をめぐる特許権行使のあり方も課題となっております。技術の標準を作成する際に、各特許権者は標準に関する特許を非差別的かつ合理的な条件、いわゆる F R A N D 条件でライセンスする約束をしているということです。このような約束がなされた標準必須特許をめぐって、近年、侵害訴訟が起こっています。

米国においては、アップル、サムスンの一連の特許紛争の一環として、サムスンのスマートフォン関係の標準必須特許をアップルが侵害しているとして米国の I T C（国際貿易委員会）が輸入差止めの命令を出しましたが、U S T R（米国通商代表部）がこの命令を拒否しております。これは今年 8 月の出来事です。また、欧州でも昨年から本年にかけて

標準必須特許をめぐる２件の侵害差止事件で、欧州委員会が市場の支配的な地位の濫用に当たるという見解を出している状況です。

我が国でも本年２月に標準必須特許をめぐる訴訟におきまして、差止請求が権利濫用にあたり、差止めを認めないとの東京地裁の判断が出ております。このように、標準必須特許を使った差止請求につきましても、日本、米国、欧州で新たな動きが見られております。

それから、インドでは、医薬品の特許に関する強制実施権をめぐる動きがあります。インド政府は、2012年の３月にバイエル社のがんの治療薬に対して強制実施権を発動しております。また、それ以降もロシュ社あるいはブリストル・マイヤーズスクイブ社といった製薬会社の幾つかのがん治療薬の特許に対して強制実施権を勧告している状況です。インドネシアにおいても同様の動きがあります。

医薬品開発の促進のために、特許制度は必要不可欠ですが、途上国や新興国は、特許制度により医薬品が高価になる、あるいはコピー薬の生産・使用・輸入等が制限される結果、医薬品へのアクセスを阻害していると主張されております。特許制度による医薬品保護の重要性について、途上国などからどのように理解を得ていくかが国際的に重要な課題となっております。

次に、ヨーロッパの動きについて簡単に御紹介させていただきます。一つはACTA（偽造品の取引の防止に関する協定）です。ACTAは知的財産権の侵害、特に模倣品や海賊版の拡散に対して締約国が効果的に対処するための国際的な枠組みを構築する目的の協定です。欧州議会が昨年７月にこの協定の批准を否決しました。本条約が、解釈によってはインターネット上の言論や表現の自由を侵すおそれがあることがその理由です。欧州の産業界はこの協定の批准を推進しておりましたが、力が及ばなかったようです。

それから、医薬品、食品、化粧品などに微生物あるいは動植物などの遺伝資源が数多く利用されておりますが、生物多様性条約、いわゆるCBDにおきまして、遺伝資源を提供する国と遺伝資源を利用する国の間で、遺伝資源の利用から生じた利益の公正な配分を求めています。遺伝資源を多国籍企業に提供している新興国あるいは途上国は、公正な配分を担保するために、遺伝資源を使った発明の特許出願の際に、その遺伝資源の出所の開示を義務づけるよう強く主張している状況です。特許出願の公開を通じて遺伝資源の利用を監視し、多国籍企業による、いわゆるバイオパイラシーを防ぎたいというのがその狙いようです。

我が国を初めとする先進国は、特許出願における遺伝資源の出所開示が義務化されると

出願人の負担が非常に大きく、遺伝資源の利用の停滞につながることもありますので、反対の立場をとっております。欧州におきまして本年1月、欧州議会が、特許の付与を前提としての義務的な出所開示要件を特許制度に導入すべきとの途上国の主張に沿った内容を含む議決を行っております。この議決自体、法的拘束力を有するものではないということですが、欧州における新しい動きとして捉えていく必要があるように思います。

このように、特許をはじめとする知的財産権の重要性の高まりを受けてグローバルに知的財産制度の活用が進み、また、各国の制度自体も進化を続けていく一方で、幾つかの局面におきましては独占権である知的財産権、特許権と公益との調整を図る動きが出ている状況です。

資料2の2枚目ですが、こちらはグローバルな環境変化を国別に細かく見たものです。ここではグローバルに特許出願が急増する中での各国の対応、あるいは各国の知的財産政策と課題について簡単に俯瞰したいと思います。

特許出願が急増する中で、米国及び中国においては審査体制を大幅に強化して、増加する特許出願への対処を行いつつあります。また、インドにおきましても審査官増員計画が発表されております。我が国においても、審査の待ち期間を11か月へと大幅に短縮する目標を今年度中に達成する見込みとなっています。

また、米国では先発明主義から先願主義への移行を含む特許制度改革が実現しております。欧州では単一特許規則が発効し、統一特許裁判所協定が成立しております。中国では積極的な産業財産権取得奨励策が実施されておりますし、インドでは国家知的財産権戦略が草案されております。また、ASEAN諸国におきましてもASEAN知的財産権行動計画が取りまとめられている状況です。我が国においても、本年6月に「日本再興戦略」あるいは「知的財産政策に関する基本方針」が閣議決定されており、今後10年で知的財産における世界最先端の国となることを目指すこととされたのは記憶に新しいところです。

このように、世界各国において、総じて知的財産政策への取組みが強化されているといえることができます。一方、インドやASEANの諸国では権利化の手続・審査が大幅に遅れているなど、大きな課題を抱えています。また、中国あるいはASEAN諸国においては、模倣品の被害が引き続き深刻な状況にあります。

次に資料3をご覧ください。資料3は、私どもが本分科会と並行して企業の皆様方から個別にヒアリングをさせていただき、その結果をユーザーの「声」としてまとめたものです。大きく、権利の取得に関する御意見、特許権のあり方に関する御意見、知財情報の利

用促進に関する御意見、意匠に関する御意見、商標に関する御意見の五つのカテゴリーに分けております。さらに、権利の取得に関する御意見は細かく五つにカテゴリー分けをしております。

主なものを御紹介させていただきますと、まず権利の取得の部分ですが、審査のスピード・タイミングに関しては、権利化までの期間短縮を望む意見とともに、実用化まで長期間を有する技術に関しては遅い審査を望む意見、あるいは審査のタイミングについて多様な選択肢を求めるという御意見がありました。

また、審査の質について、判断のばらつきの解消、適切な権利範囲の設定、品質監理の重視についての御意見をいただいております。

海外現地情報につきましては、現地情報のリアルタイムでの提供、海外知財庁の特許情報データベースの整備について御意見がありました。

海外権利の迅速・低廉な取得に関しては、特許審査ハイウェイの運用の改善、あるいは中小企業の外国への出願支援、海外特許庁における審査の迅速化などの御意見をいただいております。特に特許審査ハイウェイについては、ハイウェイの仕組みを利用しても中国あるいはインドなどにおいて手続負担の軽減、早期権利化につながっていない事例があるという具体的な御指摘をいただいております。これらの課題につきましては、改善に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

制度・運用の調和、模倣品対策につきましては、国際特許出願について、国際調査機関と各国の審査結果の相違の解消、あるいは急増する模倣品対策についての御要望をいただいております。

特許権のあり方の部分ですが、司法での特許性の判断、あるいは標準必須特許による事業の差止めの請求、NPEによる差止請求への対応について御意見をいただいております。

特許情報の利用促進に関しましては、審査情報などの提供改善、中国文献の日本語翻訳の提供でございました。

意匠につきましては、審査の適時性、維持コストについて御意見をいただいておりますし、商標につきましても、コンセント制度の導入の検討、著名商標制度の制度調和、悪意による商標出願への対応についての御意見をいただいております。

以上、委員の皆様方からの前回の御指摘、あるいは知的財産をめぐるグローバルな環境変化、それから、グローバルな観点からのユーザーの方々の御意見を簡単に御紹介させていただきます。

これらを踏まえて、私どもなりにグローバルな企業活動を支える知的財産制度についての今後の課題の整理を試みております。それが資料4です。タイトルに「(例)」と書かせていただいたとおり、この場で御議論いただくためのたたき台として作成したもので、何なりと御指摘、御意見などをいただければと存じます。

今後の課題として、大きく四つに分けております。1点目が我が国における特許審査などのあり方、2点目が諸外国への働きかけ、制度調和、3点目がグローバルな知財情報へのアクセスの改善、4点目が特許権のあり方でございます。

まず1点目、「我が国における特許審査等のあり方について」の課題でございますが、我が国における審査結果がそのまま他国の審査において通用するような方向を目指すべきではないかということです。

具体的には、審査の品質マネジメントシステムを確立する、あるいは国際的にも遜色のない品質指標を定義して審査の質を客観的に測定する、中国語文献などの検索環境を整備する、審査待ち期間11か月を達成した後の審査迅速化目標を設定するなどの取組みを行うべきであり、そのために必要な審査体制の強化を図るべきとまとめをしております。

次に2点目、「諸外国への働きかけ、制度調和について」の課題です。我が国企業のグローバルな権利取得を支援するため、二国間あるいは多国間において我が国が議論をリードしつつ、ハイレベルを含め、各国への働きかけを強化すべきではないかとしております。

具体的には、(i)として「特許制度・運用の調和に向けた取組み」の課題、それから、(ii)「新興国における円滑な権利取得のための取組み」の課題に分けて整理をしております。特許制度運用の調和に向けた取組みの課題ですが、特許審査ハイウェイの運用の改善、国際特許出願制度の改善、我が国の審査基準の海外への発信を強化していく、重要分野について、我が国と同様の審査基準を採択していくことについて各国への働きかけを強化していくこととしております。

新興国における円滑な権利取得のための取組みの課題ですが、新興国において我が国と親和性の高い知的財産制度が構築され、審査待ち期間が解消され、質の高い審査が実現されるよう、審査官等の専門家の派遣、あるいは研修生の受け入れ、IT化の支援、特許審査ハイウェイの締結などを行うべきということです。あわせて、新興国の制度情報の収集あるいは提供の強化ですとか、我が国企業による権利取得や模倣品対策の支援の取組みを行っていくべきとまとめさせていただいております。

3点目、「グローバルな知財情報へのアクセス改善」についてです。これは二つ書かせて

いただきました。一つ目は中国語特許文献について和文翻訳が提供可能となるまでの期間を短縮する。この点から中国語文献へのアクセスを改善していくことで我が国企業の研究開発の効率化や海外における事業活動上のリスクを軽減すべきものでございます。二つ目は、新興国の出願・審査関連情報へのユーザーからのアクセス改善に向けて、米国や欧州、中国、韓国といった諸外国の特許庁、あるいは世界知的所有権機関とも協力しながら取組みを加速化していくべきという点です。

4点目、「特許権のあり方について」です。米国や中国と比べ、我が国の知財訴訟件数は非常に少ないということ、あるいは特許権侵害訴訟での特許権者の勝訴率がアメリカやフランスと比べると低い数値になっているという状況を踏まえつつ、NPEによる権利行使であるとか、標準必須特許の権利行使のあり方を含めまして、我が国における権利活用の実態把握を急ぐべきとさせていただいたものです。

大変説明が長くなりましたが、以上です。

○野間口分科会長 ありがとうございました。

説明の最初のほうで出てまいりました職務発明制度については、前回もグローバル知財への対応に続きまして多くの意見をいただきました。重要なテーマだと思っております。本件につきましては重要な動きがありましたので、内閣官房知的財産戦略推進事務局から、本日は安田参事官に御出席をいただいております。安田参事官から御説明をお願いします。

○安田知財事務局参事官 知財事務局の安田でございます。

資料5です。「イノベーション推進のための知財政策に関する検討ワーキンググループ」のこれまでの議論を経た所感ということでして、知財担当の山本大臣のメッセージとなるものです。本日はこちらを御紹介したいと思います。

このワーキンググループの背景ですが、6月7日、「知財ビジョン」、それから「知的財産政策に関する基本方針」を、山本大臣の強いイニシアチブで策定し、その中のアイテムとして職務発明の見直しの方向性を打ち出しました。方向性としては、例えば法人帰属、あるいは当事者の契約に委ねるということでしたが、これについて打ち出したところ、さまざまな反響があったということでございます。その反響の中には、こうした方向性が発明者の研究意欲を削ぐことになるのではないかという意見をいただいたところで、大臣も早速いろいろな知見を有する方から意見を聞いてファクトファイニングをしたほうがいいのかということで検討ワーキングを設置したということです。

資料の最後、9ページになりますが、ワーキングの趣旨でございますが、何かここで方

向性を決定するというものではなくて、特許庁であわせて研究会をやっておりますので、そちらにこちらで取りまとめた意見をフィードバックして、特許庁の研究会の意見をより豊かなものにするという趣旨です。

ワーキンググループのメンバーですが、大臣を含む政務三役、プラス、知財本部の有識者本部員のうち6名の方、知財事務局長、それからオブザーバーとして特許庁に参加いただいております。

開催の形式です。これは3回ほど開催したのですが、毎回の検討会につきましてはマスコミを入れない形で非公開ということです。したがって配付資料、議事録、詳細については非公表ということですが、今回お配りしている資料は、ワーキンググループにおける意見交換の簡単なまとめをつくり、公表して特許庁における検討会にフィードバックするものです。この資料ですが、先週、10月25日の大臣の閣議後記者会見で記者に配付した資料となっております。

開催実績ですが、4.にありますように3回開催いたしました。それぞれ2名から3名のゲストスピーカーに来ていただき、ゲストスピーカーは主に産業界、有識者、それから企業・大学の研究者に来ていただきました。果たして職務発明制度がどのように機能しているのかという観点から御意見をいただき、御議論いただきました。

戻っていただきまして、それぞれの会議の状況を簡単に御紹介いたしますと、3ページでございます。第1回目でございますが、荒井様、奥村様、上野様に来ていただきまして状況を報告いただきました。

荒井様につきましては、平成16年の法改正についてその経緯を御説明いただき、当時どのような意見があったか紹介いただきました。改正当時の意見ですが、産業界、労働者、マスコミ、立場によって意見が分かれていたということで、当時は従業者と雇用者の対立構造になっていたということで、見直すに当たっては対立構造にならないように留意が必要という指摘でございます。

それから、検討の視点としましては、従業者のインセンティブ、企業経営のリスク、国家的戦略ということから検討する必要があると意見をいただきました。

続きまして奥村様ですが、産業界の主張、これは研究会でも主張されておりますが、譲渡対価については法律上の義務ということではなくて、経営者の手に委ねるということです。

それから、平成16年に一旦改正されましたが、合理的プロセスを踏んでも、最終的には

相当の対価というのは裁判所が決める仕組みが残っていることを懸念しまして、合理性の確保のための社内プロセスの負担が相当なものであるということです。

それから、今の研究開発環境ですが、今はチームでなされているということです。その中で発明者だけが保護されるというのは社員間で不協和音を生じさせているということとか、海外企業との連携にも支障を来しているということです。

もっとも、企業は法人帰属としても、従業者、優秀な研究者のリテンションについては非常に重要なことであるので、法人帰属であっても従業者を大切にすることに変わりはないということです。

それから、発明者帰属のままにすると研究開発拠点が海外に撤退してしまうのではないかという意見がありました。そうした意見が本当かということですが、海外からのコメント、それから外資系製薬企業のコメントをいただくと、職務発明制度もその理由の一つになっているという事例もあるということです。

続きまして上野様ですが、対価支払いを法定しない制度ということ、それから、アイ・ビー・エムもグローバルで職務発明制度に対応しておりますが、日本が社内規程をつくる時従業者との話し合いを重視するということです。新しく制度をアメリカの本社でつくりかえたところで日本に導入すると時間がかかるということです。

グローバルな協業をしている中で、日本の発明者だけが対価を受け取るということで、これは問題だ。それから、繰り返しになりますが、対価請求権がなくなったとしても、当然企業としては最善の方策を講じていくということで、なくしたところで人材が流出するとは思えないということです。

それから、5ページになりますが、澤井様の意見です。これも産業界の立場と同じです。職務発明は企業の財産である。今の発明環境はチームで行っている、不協和音を生じている状況でございます。それから、これも同じでありまして、優秀な人材の確保のためには企業はさまざまな知恵を凝らすのだということです。職務発明制度にそんなに影響されないということです。

「一方で」という最後のところですが、これは私見ということでしたが、企業とは異なる、チームではなくて非常に属人性の高い研究、あるいはノーベル賞級の研究を行うスーパー研究者は、別に取り扱ってよいと考えるということで、「契約で別段の定めをした場合は、この限りでない」ということも一考に値するという意見をいただいております。

続きまして長我部様でございます。長我部様は日立製作所中央研究所の所長、かつ、研

究者ですが、意見としては法人帰属ということでございます。インセンティブ付与については、法人帰属になったとしても継続して行っていくということです。

それから、今の制度だと製品化までに10年程度かかるということで、報償するタイミングにタイムラグがあり、そのころに報償しても余りインセンティブにならないということで、タイムリーな評価が必要ということです。

それから6ページ、東工大の細野先生でございますが、細野先生はこの話を聞いたときに、研究者を軽視するものという意見を出されておりました。最初のところですが、今、なぜこのタイミングで法律改正が必要かとか、例外的発明、スーパー研究者の発明ですが、例外的対価で報いてもいいのではないかと。法律は最低限を規定するものであって、研究者という職業の魅力を減少させる危惧を感じる。科学技術立国を担う主役はだれだという、理系を軽視するように映った見直しについて、最初の意見はこのような感じでした。

一方、研究者のモチベーションとして一番大きいのは研究の自由度とか、研究のインフラです。少なからず対価もあるとおっしゃっていました。

法人帰属にすると、属人性の強い技術であっても、企業に残るか外部に出るか、その発明を生かして仕事をするという選択肢を全く摘んでしまうことになるという懸念がありつつ、本当に重要な発明、エポックメイキングな発明というのは1%ぐらいであって、企業で行われている99%の発明は現状と変わらないということです。ですので、1%の属人性が極めて高いところにつきましては、例外的に発明者に報いるべきだということです。

大学で法人帰属にしてしまうと、今、実態的には法人帰属になっているわけですが、特許の出願件数が減るのではないかと、あるいはベンチャーを始めることに支障が出るのではないかとということです。

結論としては、研究者サイドは現状を大幅に変更するメリットはない。弊害のほうが多い。仮に改正するとしても、先ほど申し上げました例外的なインパクトの大きい発明は、組織と発明者が対等の立場で権利関係を定めることを明記してほしいということです。

7ページです。これは野間口様の意見になります。本人を目の前にして報告するのは恐縮でございますが、発明は、生まれたときというより、イノベーションにつながって初めて評価されるべきである。今の議論は、発明者の貢献か、会社の貢献かという二項対立の議論に終始している。このような議論をするのではなくて、現状からの脱却が必要だということです。

それから、職務発明の訴訟ですが、これは元従業員が在職時の処遇の不满をきっかけに

起こされたケースが多いということです。

それから、経団連の提案と野間口様の基本的な意見は同じだということです。

それから、最後の「・」ですが、発明者を含む全従業員のモチベーション向上に資するインセンティブ設計を取り入れ、予見可能性のある、グローバル化の促進を阻害しない制度設計をお願いしたいということでした。

最後のスピーカー、田中耕一先生ですが、まずチームワークの話をされておりました。今の発明環境のチームワークは異分野の融合の「場」、今の研究開発は、化学、電気、バイオ、いろいろなものが融合して横のチームワークがまずあって、そこのチームワークで発明がなされている。それから、基礎研究から製品開発までの縦のチームワークというものもある。縦のチームワークにつきましては日本では不足しているということでしたが、チームワークというのは会社の中にとどまらず、企業の枠を越えたチームワークで行われているということもありまして、結論としては、国が何かを決めるのではなくて、さまざまなオプションを用意して、そのチームが適切に決めるという仕組みがいいのではないかとということです。

以上をまとめ、最初のページに戻りますと、大臣の所感として三つほど明らかになったということです。最初のところですが、制度改正に踏み切るに当たって大前提があるということです。産業界が発明のインセンティブ確保にしっかり取り組むことを前提として、法人帰属ないし当事者の契約に委ねることが可能となるということです。

先ほど紹介しましたが、いろいろ議論がなされた中で、対価請求権だけが発明のインセンティブではない。むしろ、処遇、研究の自由度、予算とか、いろいろなものが研究者のインセンティブになっていることが分かったということです。

それから、企業の立場も分かりましたということで、今の職務発明制度は最終的には裁判所の判断に対価が委ねられていることから、企業の予測可能性を低下させているという点、それから、発明の環境が随分変わったということで、発明がチームによってなされているということで、現代の発明環境に35条が合っているかどうか疑問だということです。

そういうことを踏まえ、二項対立構造にならないように、見直すに当たり産業界が発明者のインセンティブ確保にしっかり取り組むことを前提として抜本的な制度改正が可能だということです。

これは細野先生、それから澤井様からも一部出された意見ですが、大学の研究者、あるいは企業のスーパー研究者、いわゆる属人性が非常に強い発明については、柔軟な対応が

できる視点も含めて議論することが必要だということです。1%の、例えばIPSとか、新しい物質の発見という大きなインパクトのある発明につきましては非常に属人性が高いものであるので、属人性の高い発明についても報いることができる視点を入れておく必要があるということです。

最後、3番目ですが、今まで研究者のインセンティブは何かという議論を、今までも一部でされておりましたが、もう一度しっかり、大規模にアンケートをとって研究者のインセンティブについて検討する必要があるということです。これにつきまして、ワーキングでそういう意見が出されましたが、大臣も全くそのとおりだということで、既に特許庁に対してアンケート調査の準備をお願いしているところで、速やかに実施に移してもらいたいということです。

以上のことを踏まえ、このような論点を十分参酌した上で、特許庁で議論を深めていただくことを強く要望したいというのが大臣のメッセージでございます。以上でございます。
○野間口分科会長 ありがとうございます。

以上の説明につきまして、長官からコメントをいただけたらと思います。
○羽藤長官 前回の御議論と、職務発明については山本大臣のもとで行われている議論の御紹介をいただいたわけですが、今日は、特にグローバルな観点から、製品やサービスのグローバルな活動の中での特許を中心とします知財制度のあり方について御意見をいただきたいと思います。

幾つか課題として、先ほど資料4で認識しているところを御紹介申し上げました。これらにつきましても、ここで追加していただいたり、あるいは特に重点的にこういう課題という御指摘いただきながら、私ども、早いものにつきましては来通常国会の法案審議に間に合うように準備を進めてまいりたいと思いますし、実態の把握や論点の詳細な整理が必要なものにつきましては早速準備に取りかかりながら、法的な対応あるいは制度的な対応が必要なものについて、この1年、2年ぐらいの時間軸の中で実現をしていく、そのような整理をさせていただきたいと思っております。

特に山本大臣からは、職務発明について今、特許庁で検討会を行っているけれども、検討会での整理を速やかに行い、その過程でアンケートやヒアリングについてもしっかりと取り組むようにと御指示がありましたので、ここに御出席の皆様を初めとして、引き続きいろいろな御協力も賜りたく、個別具体的な職務発明のケースについて今申し上げましたが、個々の課題についての私どもの考え方、あるいは論点、課題の整理を進めてまいりたいと

思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○野間口分科会長 ありがとうございました。

3. 討 議

○野間口分科会長 それでは、以上の説明につきまして御意見、御質問をいただきたいと思いをします。

職務発明については安田参事官から概要の報告がございましたが、グローバルな知財を取り巻く環境変化への対応という点に関しましては、前回のこの会議での皆さん方の大変御熱心な討議と、それと前後して、今日まで長官以下、いろいろな企業、関係部門を訪問いただいて、広い範囲から意見をまとめていただいて資料ができていると、今日報告が出されたとは私は理解しております。皆様方から、より有効な、忌憚のない御意見をいただきたいと思いをします。

では、土肥委員から。

○土肥委員 御指名でございますので、私の感想を申し上げたいと思いをしますが、本日はグローバルな企業活動を支える知財制度について今後の課題ということでございます。いろいろな資料を拝見しておりますと、これまで特許庁がおやりになったさまざまな施策について一応、総括といいいますか、まとめをしながら、今後どういう方向に向かっていくのかという御姿勢ではないかと拝見いたしました。

拝見したところ、例えばオープンイノベーションというのは数年前に特許庁が相当大的な看板を上げておいででしたので、学界も関心を持っていたと思いをします。少なくとも私は期待をしておりました。オープンイノベーションについてこれがどう進んでいくのかという特許庁の姿勢ですね。ところが、こういうものの中にはほとんど出てこない。むしろクローズドな部分について取り上げておられるところは、どういうことかなと思いをしております。

これ以外にも若干、これまでの総括という意味では申し上げたい点があるのですが、それはこの際、遠慮しておきたいと思いをします。

今後に向かってということですが、グローバルな企業活動を支えるという意味では、今回、特許が専ら扱われているわけですが、グローバルな企業活動ということになると、国際間でいろいろな取引が行われますので、当然、商品やサービス、いわゆる製品における

法制度というのは特許だけではなくて、意匠も商標も入ってくるわけです。そういう法制度間の違いによるグローバルな企業活動を妨げる影響はあろうかと認識しています。特に、途上国では重要であろうと思います。せんだって、例えばTM5で「悪意の商標出願」というようなセミナーがありましたが、五庁の中でも制度が相当違うわけです。制度が違うということは運用も違うわけでありまして、そこから生ずる影響も相当あるのではないかと私は思います。

そういうことからすると、今般、資料4において意匠、商標に関して問題点がないかのような印象を持つわけですが、私は、かなり大きな問題がこれからあるのではないかと思います。恐らくそれは、新しいタイプの商標等については、庁としては通常国会等に出すということで、解決済みということもあるのかもしれませんが、それにとどまらないと私は考えております。

○野間口分科会長 ありがとうございます。大変簡潔に要点をまとめてくれました。

それでは永野委員、お願いします。

○永野委員 発言の機会を与えていただきましてありがとうございます。

前回の特許庁での施策の総括と今後の課題について御説明いただいたわけですが、この会に参加させていただいていていつも思いますのは、特許庁のほうで統計や企業の聞き取り調査等、実証的なスタンスに基づいて施策を立案されている。大変好ましいのではないかと考えております。

裁判所の関係では、今日の資料4で特許権のあり方というところで、訴訟の件数が諸外国と比べて非常に少ない点について、「我が国における権利活用の実態把握を急ぐべきではないか」という課題を提示されております。権利活用の実態を実証的に分析するということは非常に重要なことではないかと思っています。

私どもが非常に気になりますのは、訴訟の件数を分析するに当たって、社会で潜在的にどれぐらい紛争が生じていて、そういった紛争がどういうプロセスを通して訴訟にきているのか、その過程においてどのような形で解決され、あるいは解決されずに断念されているのか、こういった部分を実証的に分析することは非常に重要なのではないかと考えています。

我々が訴訟の側から見ておりますと、裁判のスピードという観点でいいますと、諸外国の知財訴訟と全く遜色のないスピードになっています。ここで勝訴率が低いという御指摘があるのですが、確かに勝訴率は諸外国と比べて低いのですが、和解と取下げが50%ぐら

いございまして、「和解」というのは諸外国と比べて、日本の裁判では裁判官が判決心証を示しながら和解をするということで、和解に応ずるということは基本的には勝訴的な解決になっているのではないかと。そういうあたりも加えて御検討いただく必要があるかなと思います。

それにしても訴訟の件数が極めて低い。まさに分析が必要なところで、国内での特許の出願が我が国企業によるのが多くて、外国からの出願は少ない。ここは米国などと比べて海外からの出願の占める割合が、かなり日本のマーケットでは違うという点もあるのかもしれない。

また、我が国の企業間の紛争においては、取引関係や人的ネットワークがかなり発達していると思いますので、訴訟外での解決というのがどの程度行われているのでしょうか。また、企業で訴訟を継続していること自体をレピュテーションリスクだととらえておられるという話も聞いたりします。そういう意味では、訴訟の部分もさることながら、マーケットの構造や、その中で起きる各プレイヤーのカルチャーとか、行動といった部分も含めた総合的な分析をしていただくのが望ましいのではないかという感想を持っております。

○野間口分科会長 ありがとうございます。

片山委員、どうでしょう。前回欠席したので。

○片山委員 御指名ありがとうございます。

今、永野委員がおっしゃったことはすごく大切だろうと思っていまして、私もその点について少し触れたいと思っておりました。実証的というのは非常に大事なところだと思います。

ただ、日々会社の方々と触れ合って話を聞いてみると、両面で難しい立場に立たされているという感じがします。一つは、特に企業が非常に厳しい時代を迎える中で、知財にこれだけお金をかけていくことについて、本当に役に立っているのですかということをトップから言われる。それに対して抽象的に答えることはできるけれども、具体的な答えは難しいと聞くことがあります。

それは、先ほどの件とも関係するのでしょうかけれども、損害賠償の額が必ずしも大きくないという点がございまして。これは、立法しても司法は必ずバランスをとるように動くという、本来そういう性質があるものだろうと思いますが、これまで繰り返し行われてきた特許権の権利の強化というものについて、必ずしも立法當時に考えていたような結果になっていないのではないかと。つまり、特許訴訟を起こして損害賠償をこれだけ取れましたと

いう例が、金額としては非常に小さいのではないだろうかという感じがします。十分高い損害賠償額の例がたくさん出てまいりますと、訴訟が多くなることがいいこととは思いますが、それを前提に企業間で事前の和解が成立していく、相場感が上がっていくのではないかという感じがいたしました。

それからもう1点、全然違った視点ですが、特に中国、あるいは途上国、インドもそうだと思いますが、そういう国に、実はアメリカの裁判官が、かなり行かれて、そちらの国の裁判官と「やあやあ」という、非常に親しくなっておられるのを目の当たりにしております。

特許庁同士が交渉していくというのが一つあると思うのですが、司法にもそういう面が求められるのではないのでしょうか。特に模倣品対策については、日本も戦後、あるいはその前からかもしれませんが、産業が成長段階をたどって、幾つかの国がそれを、倣っているといいましようか、なぞってきているような感じがするわけです。その中で知財の裁判が果たしてきた役割とか、裁判官としてどういうことに気をつけたとか、そういう日本の経験は、後を追ってくる国の裁判官あるいは裁判に対して意味のあるものではないかと思うわけです。それはアメリカの裁判官が行って話をするよりも、もっと意味があるのではないかという気がするわけです。

ただ、予算の面とか、さまざまな面があるのでしょうけれども、現在は、ある意味では知財裁判官の個人の行動に任されているという感じがいたしまして、これを組織的に派遣していただくようなことにできないのかなという感じがします。特に日本の裁判官で若手の方々はたくさん留学経験をされておりまして、ドイツのミュンヘンにM I P L Cという有名な大学院がございますが、そちらにも日本の裁判官が毎年派遣されております。そういう意味からいうと、経験豊かな裁判官と、もし言語の問題があるとすれば、そういう留学経験のある若い方が一緒に行かれて、大いに日本の制度、あるいは日本の経験をそちらの方々に語っていただいて、相互に理解を深めて、より日本の企業に親和性のある制度にしていただく、あるいは実効性のあるエンフォースメントにさせていただくというようなことが考えられるのではないかと思います。

すみません、長くなりました。

○野間口分科会長 ありがとうございます。

それでは、大変本質的な重い指摘もございましたので、この場ですべてお答えするわけにいきませんが、長官か総務部長からお願いします。

○國友審査業務部長 商標を担当しております國友でございます。土肥委員の御発言、模倣品関係、商標関係の御意見が出ましたので、発言させていただきたいと思います。

模倣品の問題や悪意の商標出願の問題、必ずしもグローバルなコンテキストのみならず、地域においては、地域のお土産屋さんなどで実際に模倣が問題となっているのが現状だと認識しております。これは商標法 130 年の歴史がある中で、商標法をいかに使って自分のブランドを守っていくかということに関して、必ずしも 400 万社ある中小企業に有効に活用されていないという部分もあるかと思しますので、そういうユーザーに自分の知財をきちっと守っていく、ブランドを守っていくという意味での商標の役割を、我々自身も皆様の知財ソサエティーのお力を借りてやっていかなければいけないという問題だと思っております。

さらに国際的なコンテキストとして、先週、土肥委員にも御参加いただきまして悪意の商標セミナーというのを開催させていただきました。各国それぞれ商標法の取扱いやルール、考え方が違います。そういう中でユーザーは自分の知財を守るために各国への出願などを考えていかなければいけないわけでありまして、具体的な各国の商標審査を担当している者がユーザーの方々に直接お話しするいい機会をつくらせていただきました。今日話題になっておりますグローバルな企業展開という点で、商標を非常に重要視して考えております。特許庁として、今後とも皆様方の御協力を得ながら、今私が申し上げたような問題意識で努めていきたいと考えております。以上でございます。

○中尾総務部長 総務部長の中尾でございます。

商標につきましては今、國友部長から回答がございましたが、商標に限りませんで、例えば意匠も、前回の審議会では営業秘密ということも含めて、いろいろ考えるべきであるという御指摘をいただいております。幾つかのものは前回の分科会でもご説明しましたとおり、次期通常国会での法制化をにらんで作業を進めておりまして、意匠ですとハーグ条約への加入を前提とした法改正、商標では土肥委員にお願いして新しい商標を保護する、あるいは地域団体商標に商工会議所、商工会等々の主体を追加するというをやっております。

後で出ました片山委員の話とも関係いたしますが、基本的にはいろいろな法制度を整備していく中で、例えば具体的な権利の活用ということのあり方も定まってくる部分があると思います。本日御説明した職務発明の件も含めまして、まだまだ権利の使われ方、あるいは裁判過程における発揮のされ方ということについて論点もございますので、本日の議

論も踏まえて特許庁において検討を進めてまいります。

そういう意味では、永野委員からもお話がございましたが、特許庁としても、まず産業界の方々からよくお話を伺って、実態把握と、それを踏まえた形での立法的な御提案ということでやらせていただければと思っております。以上です。

○野間口分科会長 ありがとうございます。

それでは進めたいと思います。安田委員。

○安田委員 東京電機大学の安田でございます。

こんなことを最初に言うのもおかしいのですが、資料5に書いてある方々は皆さん大変すばらしい方で、この御意見を実行するだけでも特許庁さんは大変だなという気がしますけれども、それ以上に私の意見を出せるわけがないので、一つだけ、これは全く老婆心で、お答えいただく必要はないのですが、特許庁の電子的システムに関するセキュリティーについて、ぜひお考えいただきたい。

私、そんなことは余り慌てなくてもいいと思ったのですが、東京オリンピックという要素が出てきまして、東京オリンピックの二つのポイントは何かというと、日本が津々浦々、世界中で有名になる。ですからほんのちょっとハッカーの心得のある人も日本という標的があるということを思い知る。

もう一つは、東京オリンピックのために英語化を進めるということは当然出てくるわけです。東京都の自治体、例えば区役所の出張所ぐらいで英語の組織図を持っているところは、ほとんど今はないと思いますが、そういうものがどんどんできるようになる。何が起るかというと、入りやすくなります。英語の書類があるということは、それを見たらだれが一番偉いか外国の人に分かる。今は日本語ですから、ほとんど分からない。したがって、今後ハッキング等々の標的は非常に発達すると思う。

もちろん特許庁の方は当然、特許前のセキュリティー技術もご覧になっていますので、そんなことは朝飯前で分かっているということだと思います。ですから老婆心なので、お答えいただく必要はありませんが、少なくとも特許庁長官から「セキュリティーは大丈夫か」ということと、私の意見からいえば、ウィンドウズマシンなどというのが特許庁の中に存在すること自体も非常に危ないということになる。それについても御検討いただければと思います。

これは、お答えいただく必要はございません。いつまでに変えるなんて、それこそマル秘中のマル秘で、ただ、ぜひお考えいただきたい。それだけです。以上です。

○野間口分科会長　ありがとうございます。大変重要な指摘だと思います。

野坂委員も早めに御退席と聞いております。御発言いただけますか。その後、お三方にお願いします。

○野坂委員　前回の議論と、今回、事務方の取りまとめのペーパーを御説明いただきまして、改めて各国さまざまな制度、複雑で多様化している。それに日本企業は対応しなければいけない、ハードルが高いということを確認いたしました。

そういう状況の中で日本企業が国際競争力を発揮するためには、各国がこれだけ違うということになると一律の対応ができない。したがって国ごとの、中国なら中国、アメリカならアメリカに対する戦略を明確にしなければいけないということだと思います。これは政府が企業をサポートして環境づくりをしなければいけないと思います。

一方で、資料4の2にありますように、各国多様だけれども多様なままではいけないわけで、何とか国際的な調和を図らなければいけない。この2の書き方は、我が国が議論をリードしつつ働きかけを強化すべきだと、非常に穏当な形で書いていらっしゃいますが、私としては、これは日本が主導するのだ、そこにポイントがあるのだと思います。

現在、まさにT P P交渉で知的財産権は大きな争点になっております。アメリカと新興国の対立も伝えられておりますが、そういう中で日本がぜひ、T P Pに限らず、国際的な調和に向けて日本がルールメイキングで世界を差配していくような、そういう攻めの姿勢が問われているし、それがまた日本の企業の国際競争力の強化につながっていくのだろうと思っております。

3点目は職務発明ですが、先ほどの事務方の説明ではいつごろまでに結論を出すという御説明がなかったのですが、なるべく早くということなのでしょうが、資料5に書いてございますように、日本の企業のイノベーションに阻害を与えないようなことが今一番問われている。それは同時に、グローバルな調和を図りながら日本だけ環境的に遅れてしまっていては不利になりますので、そこが大事だと思います。ただし、このペーパーに書いてあるように研究者、人材が流出してしまうとか、日本企業が海外に行ってしまう、あるいは安倍政権、外資の投資拡大を考えていますが、外資による日本国内の研究開発にマイナスの影響を与えてはいけません。その辺のバランスを考えながら、何がいいのか、しっかりこれから検討していただきたいと思います。以上です。

○野間口分科会長　ありがとうございました。

それでは中鉢委員。

○中鉢委員 侵害訴訟に関してですが、日本企業は海外企業を訴えるよりも訴えられることが多いというのは報告のとおりだと思いますが、日本の侵害訴訟でも、実質的には原告である特許権者が勝っていると言える場合も相当数あると思うものの、それでも原告の勝訴率は他国に比較して低いと思います。特許は、御存知のように研究開発の成果物を合法的に独占できる唯一の方法でありますので、せつかくの特許権が行使しやすい制度となるよう、永野委員のお話のとおり、実態調査を含めて検討していただきたいと思います。

また、一方で標準特許の扱いですが、規格に必要な特許権者の差止請求を認めないというのが今の世界の趨勢であると思います。それに合わせた日本の法改正の必要性についても検討いただければと思います。

次に急増する中国文献の日本語の情報サービスについてであります。これに対しては新たなシステム構築も考えていると聞いておりますが、既にあるインフラも視野に入れて早急にこのサービスを開始すべきではないかと思ひます。

それから制度間競争ですが、ASEANの特許担当大臣クラスの連携は特許庁のリーダーシップで進められているところでありますが、最終的には日本のユーザーが世界で権利取得しやすくなるように、日本のイニシアチブをもって新興国への働きかけを強めていただきたいと思ひます。

最後になりますが、ちょっと観点が違ひまして、イノベーションが進めば進むほど頭脳流出と頭脳循環ということがトレードオフの面を持つわけですが、研究者の流動性がグローバルに進んでいく状況で、グローバルなオープンイノベーションを中心としたイノベーション政策と、グローバルな知財政策というものが密接なつながりを持つものでありますから、こうした観点からの検討も望まれるのではないかと思ひます。以上でございます。

○野間口分科会長 ありがとうございます。

高山委員。

○高山委員 私は刑事法が専門でございますので、その観点から1点だけ申し上げたいと思ひます。

先ほども裁判について言及なさる委員の方々何人かおられましたが、損害賠償などが理想的に実現できない場合も多いわけですし、その観点からは刑事制裁も活用する必要があるかと思ひます。そして、これは資料4ですと最後の特許権のあり方についてということと関連いたしますし、資料1の中でも刑事罰が不十分であるという御指摘が書かれてい

たと思うのですが、効果的な違法行為の抑止のためには刑事罰をきちんと用意しておかなければならないということがありまして、実は日本では諸外国と比べておこなっている制度が一つございます。それは違法に上げられた収益を剥奪するという刑事制裁としての制度が欠けております。

これは幾つかの分野では実現できているところもありまして、例えば脱税の犯罪についてとか、金融商品取引の分野とか、組織犯罪などにおいては一部実現できていますが、犯罪によって上げられた収益を全体的に剥奪するという刑事の制度が一般的には実現できておりません。諸外国ではこのような制度を持っているところが多いわけですが、その点では日本はおこなっております。しかし、とりわけ知的財産権の保護については、このような制度は非常に重要ではないかと思っております。これは長期的な課題ということになるかもしれませんが、ぜひ、ほかの省庁などとも情報交換をしていただいて、効果的な抑止につながるような財産的な制裁制度というものを検討していただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。以上です。

○野間口分科会長　ありがとうございました。

それでは君嶋委員、お願いします。

○君嶋委員　2点ほど申し上げます。まず知的財産関係訴訟、特に侵害訴訟でございますが、既に何人かの委員から御指摘がありましたが、勝訴率の問題も一つございますが、もう一つ、損害賠償制度に関しまして、損害額に関していろいろな制度改正がされてきましたが、必ずしもそれが金額に反映されていないということが1点。

知的財産関係の訴訟というのは弁護士費用も高くなりますし、企業の中での対応などにもコストがかかるということで、そのコストをカバーするような損害賠償制度になっているかと考えた場合に、これは日本の民事訴訟制度一般の問題だろうと思うのです。実際にかかった弁護士費用を損害額として請求できないのが今の裁判所の判例でございまして、これは非常に問題だろうと思います。

したがって、知財の中での制度改正も大切ですが、ぜひ民法、あるいは民事訴訟法の分野とも共同しまして、実際に生じた弁護士費用等の損害額を回収できないような損害賠償制度というのは、もうちょっと見直したほうがよいのではないかと。そのようにすれば、今まで費用倒れであるために泣き寝入りをしていた権利者も訴訟制度を利用できるようになるのではないかと考えます。

それから、もう1点でございますが、現在、職務発明制度の検討がされているというこ

とですが、近時の傾向として営業秘密の保護も強化する方向できておりまして、現在は一応法律の建前上は従業者帰属となっておりますが、職務発明で法人のほうに移転するような規定を設けている企業がほとんどであろうと思います。企業に発明が帰属し、しかも営業秘密としてきっちり管理をするということだと、企業の側からだけ見ればそれはもちろん大切なことなのですが、日本全体のイノベーション促進の見地からは、企業がその営業秘密を特に利用しない、あるいは特許出願もしないのは問題です。すなわち、企業の事業分野において重点的に特許出願をするところ、あるいは営業秘密を活用するところは、（発明がいずれ公開又は実施されて）国の中で使われますが、当該企業の重点分野でないところは企業の中にせっきくのノウハウが死蔵されてしまうという問題があります。

職務発明制度、あるいは営業秘密の保護を考えた場合に、発明者に帰属するという建前が残っている場合は、従業者発明者とともにそのノウハウが外に出る（ことで起業や新規事業立ち上げのきっかけになる）可能性があるわけです。もちろん、野放しにノウハウが流出してしまえば企業の利益を害するわけですが、企業の利益を害しないところ、どっちにしても何も使われていないところも動かないようにしておくのが国全体として果たしていいかということを、ぜひ職務発明制度の見直しに当たっては考えていかれるとよろしいかと思います。

加えて、スーパー研究者の問題ですが、アンケート調査などをした場合には、経営者とか、99%の研究者の声は吸い上げることが容易であろうと思いますが、1%のスーパー研究者の声というのは数としてはあられまえんで、今回もヒアリングの結果が出ておりますが、ぜひそういったところも活用しながら全体の制度を検討されるとよろしいかと思います。長くなりましてすみません。

○野間口分科会長 ありがとうございました。

それでは、ここで特許庁のほうからコメントをいただきたいと思います。

○木原特許技監 特許技監の木原です。

先ほど安田委員から御指摘いただいておりますセキュリティー、御回答は不要ということでしたが、私、実は特許庁C I Oという役職もいただいております、少しお話をさせていただければと思います。今、特許庁では業務システム最適化計画を鋭意進めているところでありまして、その中でセキュリティー問題も重点項目として取り組んでおります。特に御指摘のように、特許出願は、出願から18月間、秘密情報でありますので、これをいかに漏れないように守っていくのかというのが最大のポイントでして、どの程

度具体的に申し上げていいかどうかというのはありますが、絶対漏れないような対策をとっているということでございます。

○野間口分科会長 先生が一番専門だから、またいろいろ御提言いただければ。

○木原特許技監 もう1点、中鉢委員から御指摘がありました中国語文献サービスについてですが、ユーザーの皆様からも非常に強い御要望をいただいております。また、世界の半分の公報が中国語になっている現実を考えますと、当然のことながら、審査官にとって中国語文献をいかにサーチするかということが非常に重要になっております。

これについては予算措置もして、いろいろ行っておりますが、一番大きな事業といたしましては、過去10年分の中国語公報を全て機械翻訳して、庁内のみならず外の方々にも使っていただけるような環境をつくろうという取組みです。これは、27年1月リリースを目標にしておりますが、文献数で約800万件を使っていただけるようにする予定です。ただ、機械翻訳の精度をいかに上げるかというところが大きなポイントになっておりまして、昨年度からであります。中国語の出願があり、同じ発明が英語とか日本語でも出ているものがありますので、そういうのを比較しながら辞書作成に入っておりまして、100万語の技術用語の辞書をつくって、それを機械翻訳と組み合わせてできるだけ精度を上げようとしているところでございます。

○中尾総務部長 2点。まず職務発明関係で野坂先生、君嶋先生から御発言がございました。スケジュール的なことでございますが、産業競争力会議を昨年やりました際に、「来年の年央までに論点を整理し、来年末までに成案を得る」という閣議決定がされております。私どもでは知的財産研究所に目下研究をお願いし、行く行くはこの場での御審議を賜ろうかと思っております。一応来年の年央までということでございますが、一方で「産業競争力会議」ということでスピード感が大事だということもございますので、必ずしも来年いっぱいかけてということではなく、どんどん議論ができるところは進めていって、少しでも早く具体的な検討ができればいいかな、また、必要があれば制度的な改正提案ということで、できるだけ早い機会に載せていくということだろうと認識しております。

職務発明そのものの制度設計についての君嶋先生の御意見につきましては、しっかりと承りました。また、ほかの先生方からも御発言があるかもしれませんので、お待ちしたいと思っております。

それから、裁判、訴訟ということについて、中鉢委員、高山委員、それから君嶋委員からも御発言がありました。桂課長から冒頭御紹介がありましたNPEのあり方に関わる議

論がアメリカでされている中で、例えば先ほど御紹介のあった弁護士費用とか、訴訟に関する費用みたいなことも手当てをすべきだというような立法的な議論もあるようでございます。また、刑事法的な観点から少し処罰をきつくするとか、民事的な意味での損害賠償額を上げるとかいった議論も、論点としては昔から大きな議論としてございまして、検討がなかなか進んでおりませんが、今回こういう形で実態把握ということで権利行使のあり方を見る中で、必要なことがあれば、これまでの議論をもう一步進めていくことも必要かと思っております、ここは皆さん方の御意見を賜りたいと思っておりますのでございます。以上です。

○野間口分科会長 ありがとうございます。

それでは皆様方からの意見を引き続きいただこうと思います。

○間塚委員 J I P Aの間塚でございます。今日のテーマのグローバルな知的活動の検討に当たりまして産業界の意見を聞いていただきまして、ありがとうございました。また、日ごろから日本の知財システムのスタンダード化等につきましていろいろ御尽力をちょうだいしてまいりまして、本当に感謝申し上げます。J I P Aとしては、今日は個別の話ではなくて、もっと官民一体となった推進ということが重要なのではないかというお話をさせていただきたいと思えます。

御案内のとおり、近隣の諸国、文化の違いということもあるかもしれませんが、日本からしますと商習慣を無視してえげつなく商売を取っているというのが実態だと思います。先日、ある国に出張したときに入国管理の手続で、日本のパスポートを出していながら、「アー・ユー・ア・コリアン？」と聞かれました。「ノー」と言ったら、チャイニーズかと言われたわけですが、そのくらい民間も、官も、えげつなくというか、貪欲に海外ビジネスを推進しているのが実態ではないかと思えます。

知財におきましても、これはJ I P Aの認識でございますが、韓国は昨年ぐらいから、特許庁だけでなく政府挙げて産業界のサポートを強化していると感じています。例えば各国での知財訴訟の状況とか数を、その国の各弁護士の実力や勝率、費用、世界中の知財の情報を集めて企業に提供しているという状況でございます。それと、企業の紛争解決に当たりまして、国が政府間のチャネルを利用して解決の支援をするというところまでやっていると我々は認識しております。

それから、昨年の12月、J I P Aに韓国の特許庁長官が突然来られました。訪問の目的は、日本の知的財産協会として韓国企業に支援ができるのか、こういったことを探ること

が趣旨だったと思っておりますが、当然これは断りましたが、競争に勝つためにそのぐら
いのことは平気でやっているということでございます。中国も同様だと思っております。

アジアの新興国、これから日本にとって大変重要なパートナーなわけでございます、
韓国や中国のプレゼンスに負けないように、ぜひ官民でやっていかなければいけないと思
っております。例えばミャンマーでこれから法や制度の整備がどんどん進んでいくと思わ
れますが、ある日、気がついたときに既にそういった国々が深い影響力をもたらしている
ということにならないようにしていきたいと思っております。一企業の知財といえども国
の将来を左右する時代だと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、職務発明の件でございますが、政府内でそのような議論が進んでいくことは
大歓迎でございます。J I P Aとしては職務発明が法人帰属という格好になったとしまし
ても、インセンティブの確保等、しっかり取り組んでいきたいと思っています。以上です。

○野間口分科会長 では古谷委員、それから山本委員。

○古谷委員 古谷ですが、前回も申し上げました。世界最高水準の迅速・的確な特許審査
を実現するためには、大幅な審査官の増員が必要だということを申し上げました。資料を
見ますと、アメリカは既に9,000人の体制を敷こうとしている。中国も9,000人体制を敷
こうとしている。インドその他も審査官の大幅な増員を考えておられる。そういう中にあ
って、日本はどこをつつけばそれを実現できるのか、いろいろ考えてみましたが、この知
的財産分科会で声を挙げて外に向かって発信するしかないのではないかと私は考えており
ます。そのことを強く申し上げたいと思います。

それから、日本の特許制度その他を含めて、強化するためには、発明の定義、実用新案
の定義、意匠の定義、商標の定義、にメスを入れるべきではないか。少し広げた概念で発
明、実用新案、創作、商標というものを捉えておかないと、審査の基準だけで対応しよ
うとしても、もはや限界にきていると私は思っております。ぜひその点もあわせてお考えい
ただきたい。

それから、もう1点だけ申し上げます。日本の実用新案制度は、もはや死に体化してお
ります。これを、何とか中小企業に活力を与えるための方策の一つとして新しい実用新案
制度、今までのような無審査ではなく、審査をきちっとして権利を付与する。その代わり
進歩性等についてはやや軽くした形の、取得しやすい、金額も低い新実用新案制度を構築
することも考えていかれたらいかかということを申し上げて私の発言を終わります。あ
りがとうございました。

○野間口分科会長 では、山本委員、宮島委員、中村委員に行きましてから、また特許庁に。

○山本委員 今日はグローバル化ということで、前から私はずっと同じことを言い続けていますが、日米欧で、とにかく出願ルールをできるだけ統一に近づけたほうがいいのではないかと考えております。そのためにはヨーロッパがグレースピリオドを認めないといけないというのが一番ですが、それが実現すればかなり近いものになる。そのときに日本の30条を半年にするのか、1年にするのかという議論はあると思います。WIPOの方に聞いても、ドイツが反対していましたが、グレースピリオドはそうでもなくなってきたという話があるので、できるだけ日米欧で、せめて出願ルールは統一する。サッカーと同じように、同じルールにするということが重要ではないかと思っています。

先ほど実用新案の話がございましたが、今おっしゃられた提案も一つの方法だと思うのですが、私はむしろ実用新案を日本はやめて、日本がやめたからといって中国がやめてくれるかどうかかわからないのですが、やめさせる方向に行ったほうがいいのではないかなという気もしています。これはかなり極端な意見であることは重々承知の上ですが、中国の出願で多いのは実用新案ですから、これがなくなる方向に舵を切るほうが、日米欧と同じルールという方向から考えたら、そのほうがいいのではないかなと思っています。

あと、前回申し上げた3倍賠償はグローバル化を想定したことでありまして、先ほども申しましたが、中国の技術輸出入管理条例で、ある日本の会社は、ライセンスを中国の会社にしたら約7億円支払うことになった。これは3倍賠償を中国が導入する前の話なので、今だと20億近く払わないといけなかもしれないという場合に、裁判に要する費用だけ負担してもらっても、果たして日本の知財の価値がどうなのかというのを考えたら、3倍賠償が難しいのは重々承知の上で何回も申し上げているのですが、そういったことまで想定しないと、グローバル化に乗りおくれるのではないかなと思っています。

最後に1点だけ、グローバル化と関係ない話ですが、心配なので申し上げておきますと、司法試験で知財が外れそうという話で、知財をとらなくても司法試験に受かりそうという話がうわさで出ているのですが、そうだとすると知財に強い弁護士さんや判事がどんどん減ってくるのではないかという心配がございまして、それはどこか別のところで議論されていると思うのですが、タイミングの問題があると思いますので、早めに心配をお伝えできればと思いました。以上です。

○野間口分科会長 では宮島委員。

○宮島委員 ありがとうございます。簡単に3点ほど。

いろいろな御指摘の資料で、グローバル化に対して、日本は本当に、審査体制とか、相当増強していかなければいけないのだなということを改めて感じます。一方で、日本が今とてもお金がなくて、公務員の新たな人員も思ったほど要求が通らない中では、それぞれの世界の中でこの問題は重要だという議論にとどまっていたら、希望通りの増強はなかなか難しいと思っております。

ですから、細かいこと全部は難しくても、国民一般や政治家の方々に理解してもらうことはすごく大事だと思うのですが、今、弁護士さんのお話があったように、必ずしも弁護士の世界で知財がすごく大事だと思われているわけではない、一般の人たちも、アニメが大事だとか、「大事だな」ということぐらいは分かっているのですが、本当の重要性までなかなかたどり着いてはいないのではないかと思います。

ちょっともったいないなと思うのは、今T P Pの議論があって、知財は一つの大激突しているテーマですので、世の中の人にわかってもらういいチャンスです。せっかく東京で中間会合もやっていますが、それを私たちがニュースにしようとしても、なかなか微妙なところなので情報が出てこないということもあって、報道としては「アメリカと新興国が、意見が食い違ってもめています。以上。」みたいな感じになっていることが多いと思います。

本当は、知財のところでリーダーシップをとっていくのに、日本が何をしたいのか、どこの部分はアメリカに賛成で、どこの部分は新興国に寄り添えるところがあるのか、ましてや、これから大きな市場である新興国でどのような戦略を日本はとっていくか、交渉の中で言えないことがたくさんあることは承知していますが、知的財産が大事なことであって、日本が真剣に取り組んでいるということを一般の人に伝える程度には情報量があったら、きっと今はチャンスなのではないかと思います。それが残念ながら生かせていないと思います。

農業などでは毎回言っていることは同じなのですが、メディアが毎回取り上げて、農業改革にいよいよ行くかなという気持ちになる部分もありますので、T P Pの議論を一つの契機に、知財が大事だということを一般の人にもわかってもらうことが大事ではないかと思います。

そして国際的戦略ですが、制度間競争においては、いろいろな国際議論の中で、欧米のスタンダードで先にできてしまうと、その中でうまくやっていくというのは非常に難しいなと思うケースが結構あります。ミャンマーなどはかなり日本がリードして制度設計をで

きるという雰囲気はありますが、ミャンマー以外のASEANの国はどうか、一つ一つ、これからまさに市場が広がっているところに関して丁寧に分析をして、日本の力になるような形になると大変いいなと思います。

あともう一つ、中小企業に関してですが、以前、成長戦略でいろいろな企業の海外戦略を議論したときに、私が思っているほどには、実は個々の企業は、大企業の人たちであっても、自分たちの強みに気がついていないケースが多いと思ったことがありました。例えば大企業の製品でも、本当はちょっとデザインなどが「いけてる」ところが売れているのに、つくっているほうは非常に精度の高い、決して壊れない、すばらしい精密さがいいのだと思って新興国に売っていたり。現場のマーケティングは十分やっていると置いていたけれども、実は余りできていないのかなと感じるところがありました。

その後3年、4年たって状況は違うのかもしれませんが、少なくとも中小企業で新たな知財を持っているところで、恐らくそこまで目が向いていなくて、自分たちの強みを理解していなくて、どういうふうに売り出して強みにできるかということをアドバイスしたほうがいいようなところもたくさんあるのではないかと思います。そのあたりがポイントではないかと思うので、中小企業に対するアドバイスとか、そんなに負荷をかけずに自分たちの強みに気がついて、それを日本のメリットにつなげるような働きかけを、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○野間口分科会長 それでは中村委員、お願いします。

○中村委員 ものづくり、中小企業の立場で意見を言わせていただきます。

私は、先ほども話がありますが、非常に不安を持っております。ヨーロッパとかアメリカは知財がしっかりしておりますので、知財の出ているところから進出していきましたが、今回は中国、韓国が猛烈な勢いで特許を出しているそうです。形に見えるものは特許を取り、ノウハウなど、隠れた技術はむしろ出さないほうがいいと考えています。例えば製造特許、つくり方を教えるような特許を出したらどうなるのか。今まで中国、韓国は非常に不安なので、私は出していないわけであります。

ところが昨今は、私どもの装置を買った大手さんが海外進出をどんどんします。特許を出していないのに物が行ってしまうという現状が出てきました。当然、物を売りたい商社もディーラーさんもいるわけなので、この辺のところが非常に私の心配しているところがあります。かなり高尚な特許をこれから中国、韓国に出さなければいけないかな、また、その周辺を取らないといけないかなと最近考え直しているところです。先ほども意見が出

ているように、中国の特許の文書が、我々中小にも直ぐにわかるような体制が早く欲しい。これが現時点の心配事であります。

それよりも、日本の中小の有力なところがどんどん今、中国その他に行っております。逆に中国は待ち構えていて、訴えられるような事件がふえるのではないかと、私は非常に心配しております。ぜひその辺のところを、やはり情報が先なので、資料が見える体制に早くして頂きたいと思っております。

あとは職務発明ですが、若い人たちはいろいろ考えるモチベーションを持っております。ぜひこれは一つの目標になるようないいことを考えていただきたいと思います。以上です。
○野間口分科会長 ありがとうございます。

それでは特許庁からコメントをいただいて、次に行きましょう。

○羽藤長官 これまでいただきました御意見の中で、まずT P Pについてですが、現在東京で行われている交渉内容については、政府全体の方針としてこの場で御紹介ができませんが、一般論として、通商の交渉の中でも知財を初めとする権利をどう強く、安定したものにしていくのか、これは基本的なことなのだろうと思いますし、特に東南アジアを初めとする新興国との関係では、通商のフレームワークの中で、例えば審査の質をどのように上げていただくように働きかけていくのか、あるいは協力を深めていくのかということが非常に重要な課題だと思っています。

そういう観点から、繰り返しですが、今のT P Pの交渉についてのコメントは、本日午後、記者会見があると承知しておりますので、そちらに委ねさせていただきたいと思います。

また、先ほどグレースピリオドの話がございました。実はそれに先立ちまして攻める姿勢が大事ではないかという御指摘もいただいております。グレースピリオド、要すれば産業の活動あるいはそれに先立つ学術あるいは技術の研究成果を先行的に発表したり触れたりすることとの関係で、その成果を一体的に権利として認めていくのか、これは産学の連携の一つの重要なテーマでもあると考えていますし、このことを、欧米、中国、韓国も含めての場でもありますが、そういう中で欧州、ドイツをかなり意識して、グレースピリオドの制度の整備ということ強く働きかけてきているというのは最近の私どものプライオリティーの一つではありました。先般も私どもの担当課長がヨーロッパへ参りまして、どちらかといいますと欧州、ドイツが孤立するような形の議論になっていったというようなこともございました。引き続き制度をどのような形で整備していくのか、あるいは拡大し

ていくのかということ働きかけていこうと思っています。

それから、紛争解決の制度、先ほど来、訴訟制度についてのお話もございますが、知財制度を考えていく上で私が大事なことはないかと思っておりますことは、何といいましてその制度をお使いになるユーザーの方々にとって、コスト、それに対するアクセスも含めてのことと思いますが、コストは非常に重要な側面ではないかと思っております。その上で、例えば達成する目標はどのようなコストのもとで達成されているのかとか、スピードとか勝訴率、そもそも件数の話もありましたが、こういったことを諸外国との関係性の中でもしっかり把握してみたいと思います。

その上で、例えば行政府として、司法のあり方として御検討いただく課題としてお願いすることは何だろうかとか、そもそも私どもの特許法も審判制度がございますが、その権利の安定的、あるいは強いものとしていくための私どもとしての工夫は何だろうか、何を直さなければいけないのだろうかということも考えていかなければいけないと思います。

それから、長くなって申し訳ありませんが、知財制度をめぐって、その権利の創造、保護、活用ということとの関係では、競争政策であるとか、もちろん技術政策も、標準政策も、さらには、公共政策、これらの観点から、制度、あるいは制度が具体的に導いている結果に対する評価が、最近、先ほどもありましたが、NPEとか、標準必須特許であるとか、実態として今の知財制度において何を再考しなければいけないのか、再検討しなければいけないのかということが投げかけられているというふうな状況にあると思っております。したがって、この場での御議論もいただきながら、これらのテーマについては特許庁としてもこの年末年始の節目で整理をしまして、加速化して議論を整理していきたいと思っております。

職務発明についても、先ほど中尾部長から従前の方針なりスケジュールを御紹介申し上げましたが、これもスピードアップをしたいと思っております。

○野間口分科会長 では、引き続き小林委員、青山委員、大淵委員、宮城委員の順でお願いいたします。

○小林委員 では手短に、情報というところにフォーカスして、知財のリテラシーといいますか、小学生から事業の最先端をやっている人まで、どういう形で情報を伝えていくか、あるいは広報活動そのものですが、先ほどの司法試験から特許がなくなるとか、イノベーションといっても知財と一緒にこない文章をあちこちで見かけるとか、そういった意味で、ぜひ宣伝活動の重みづけを高くしていただいたほうがいいのかな。

同じ情報でも、先ほど中村社長が言われたように、中国で、ノウハウで隠しても、結果としてあつと言う間にフェイク品が出たり、そういう情報を伝える一つのエージェンシーというファンクションをぜひ考えてもらったほうがいいのかなというのと、質的に、早く結果を出さなければいけない産業と、出すタイミングのほうがよっぽど問題という産業がある。あるいは、具体的には非常にベーシックサイエンスの部分と、ものすごい近場のアプリケーション、こういう重みづけというのをどうきちっと仕分けられているのか、このあたりをぜひ議論していただきたいなと思います。以上です。

○野間口分科会長 ありがとうございます。

青山委員。

○青山委員 ありがとうございます。

先ほど古谷委員がおっしゃいましたので、私も全く同感という意味で一言お話ししようと思います。

アメリカと日本、同じような目標を掲げながら、その審査体制は非常に格差、落差があるということで、これは審査官のマインドだけでは至らない、きちんと、マンパワー不足を、体制を整えてあげなければいけないのではないかな。そういうことをまず考えて、しっかりともっともっとやっていかなければいけないのではないかなということが1点。

それからもう一つ、資料4で「審査待ち期間 11 か月を達成した後の審査迅速化目標」と書かれていますが、こんなことよりも、取った方たちのその後のPDCAといいますか、コストとベネフィットを考えてあげなければいけないのではないかな。そういう意味では、資料4の最後、利活用をどうしているかという実態把握をしっかりと、急いでやるべきであろうと思います。前回ある委員から、大手の金融機関などでは特許を資産とは認めないのだというお話もありました。大変ショックでした。そういう意味では、取った後の状況、それから、いろいろなプレーヤーがいる現場をしっかりと国は確認して、もちろん知財裁判の状況もそうでしょうし、取った後の利活用をどうやっているのか、コストとベネフィットがどうなっているのか、そういうことをきちんと調査していただきたいなと思っています。以上です。

○大淵委員 3点とも重要なのですが、短くいたします。

まず第1点目が人材関係であります。先ほど少し出ていた司法試験の科目から知的財産法を含む選択科目が落ちるかもしれないというのは、まだペンディングな話かと思いますが、皆様、学生のころに試験科目になっていたものとなっていないものを、どの程度勉強

していたか思い出していただければ明らかで、先ほどは聞き飛ばされたかもしれませんが、トップアイテムに持ってきていいぐらい重要なものであります。人材の活用、今までは弁護士さん中心にきましたが、ここで弁護士、その給源というか、教育にどうかかわってくるかという点で、これはおそらく新司法試験を受けやすくする、科目数が減れば受けやすいという安易な理屈ですが、それは気持ちは分かる面もあるけれども、だからといってこんな重要な科目を落としていいのか、これは全く別の話なのであります。皆様もまさしく情報発信が重要だということで、それで私はもうちょっと早く発言したかったのですが、できましたら「そうだそうだ」と声を挙げていただければ、やはりそうだろうと、知的財産法の重要性が伝われば、選択科目廃止を避けることができると思います。

人材につきましてはもう1点ありまして、先ほど片山委員も言われたとおり、私も海外に行きますが、海外から裁判官、弁護士、特許庁の方、学者等々、やはり最後は、どの制度もそうですけど、人間関係、人的なネットワークが極めて重要であることは論を待ちませんので、そういう関係からも、裁判官もお忙しいことは間違いないですけれども、レーダー判事などは非常にお忙しい中、世界中飛び回って、インドだ、中国だ之行っておられるので、日本もかなり飯村判事が頑張ってやっておられますが、ああいう環境ができるように、特許庁も、制度自体も重要だし、給源も重要だけれども、人的交流も重要だということで、繰り返しになりますが、定員増強というのは特許庁の方をASEANに派遣するにしても何にしても、すべての基盤になってきますのでということが人材の関係であります。

次に職務発明ですが、これも手短にしたいと思います。平成23年改正がうまくいき過ぎたのでやや分かりにくいですけど、あれは何をやってきたかという、冒認とか、再審制限とか、50年に一度ぐらいのほとんど不可能とされていたようなものに手をつけたのです。細かい議論も不可欠だったのですが、そういうものは絶対やってはいかんという漫然としたドグマみたいなものが100年間ぐらいたまっている。何でそうなのかというのは、まさしくドグマのドグマたる所以ですが、単なる「根拠に乏しい思い込み」で、「偉い」先生が「そうだ」と言われれば、何となく漫然とみんな100年間信じてきている。しかし、よく検証してみると実は根拠がなかったことが判明した。それを検証するのに100年かかっている。それだけ「偉い」先生だったのかもしれないのですが、職務発明も同じような話で、前から常々申しています、本質論というから皆さんから嫌がられているのですが、私も根が小心なのでなかなか言えませんでした。本質論といっても、実は「いろは」、「A

BC」にすぎません。このような「ABC」というべき原点に立ち返ってみると、今まで信じられていたことはほとんど全く根拠がなくて、何となく100年間言われ続けて信じられ続けていただけということでもあります。逆に言いますと、かかるドグマさえ突破すれば、細かい話は別として、議論は、一挙に進んでいくように思います。

私は前々から、本質論が重要と言い続けて、皆様から嫌だと思われ続けてきたのですが、ようやくにして、本質論は、「ABC」であるということ述べる勇気を出すに至りました。

「ABC」が重要だといえただれも否定する方はいらっしやらないかと思いますが、そういう形で職務発明の議論も進んでいくのではないかと考えております。

最後に、損害賠償と差止めというのが大きな論点として先ほど出ておりましたが、これは実は、いろいろなところで差止制限したいという気持ちはわかって、平成23年改正でそれが見送られているのは、差止めを制限し出すと特許の力が弱まってくるので、そこはトータルベースで考えないといけないのであって、ある事件では弱めたほうがいいのかもわからないが、それが一般化すると特許全体の力が落ち込んでしまうというのが1点であります。もう1点は、特許権侵害の場合の救済というのは差止めと損害賠償が二本柱になって、トータルとして考えなければいけないのであって、日本は、損害賠償額が低いと言われてながらも、差止めのほうは差止制限せずに100%やっています。今後もし差止めのほうを一部制限すれば、その限りで特許権の実質的な力が下がり、その分を補うために、損害賠償を上げなければいけなくなるのかもしれないのであります。このように、従前、損害賠償と差止めとばらばらに議論されてきたのですが、両者のトータルベースで考えていかなければいけないということでございます。

○野間口分科会長 皆さんにいただいている時間が来てしまいましたが、宮城委員。

○宮城委員 中小企業の国際化について、中村委員からお話がありました。私どもが行った調査では、海外進出を行った中小企業のうち4割が模倣被害にあり、そのうち7割が中国という結果が出ました。中国に進出した企業の中で、特許と商標で自社を守っているという事例がありました。また、進出した後に撤退した企業として、無審査の意匠で既に現地企業に権利化されていたので諦めたという事例がありました。中国の無審査の意匠制度に対して日本としてどう対応していくのか、資料3に課題が書いてありますが、それで十分なのかどうか。我々は中国を念頭に考えていますが、意匠制度の重要性を指摘したいと思います。

○野間口分科会長 土井委員代理。

○末永委員代理（土井氏） 本日、末永の代理で参りました土井と申します。偉い先生の中で時間を超過して申し上げるのは大変おこがましいのですが、職務発明の関係で労働組合の立場から1点だけ申し上げさせてください。

前回も話をしましたが、平成16年の改正に当たりまして産業界、労働界、有識者等、いろいろ立場がある中で議論して意見をまとめた一定の結果だと思っておりますので、改正後の規定に対して十分な判例も蓄積されていない現段階で早急に見直し論をする前に、もう少し企業のグローバル化を阻害しないための視点を持った議論をしていただきたいと思いますと思っております。以上です。

○野間口分科会長 ありがとうございます。

宮川委員、長岡委員、きょうは時間がきてしまいましたが、次回、優先的に発言いただきます。林委員も次回、優先します。

今回も大変貴重な意見を賜りまして、ありがとうございます。全体を通じて、長官、何か。

○羽藤長官 特にございません。

○野間口分科会長 よろしいですか。

できるだけ、皆様方の御意見に対して、特許庁の取組み等を具体的に説明してもらおうということで今日は進めさせてもらいました。ただ、皆様方としては、もっと議論したかったとか、意見があるよということかと思いますが、ぜひ書面等で提出していただいて、今後の検討に活かせるようにしていただければと思います。今日いただきました意見も、事務局で整理して今後の検討に生かしていただきたいと思います。

今日は時間を超過しましたが、これも皆様方の熱心さのゆえであると思っております。御容赦いただきたいと思います。

それでは、次回以降のスケジュールにつきまして事務局より説明をお願いします。

○桂企画調査課長 それでは今後のスケジュールにつきまして説明をいたします。

次回、第3回でございますが、11月28日、木曜日の午後3時からを予定しております。

それから、次々回、第4回でございますが、12月16日、月曜日の同じく午後3時からを予定しております。大変御負担をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、配付資料につきましては机上に残していただければ、後日お送りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○野間口分科会長 それでは、以上をもちまして産業構造審議会第2回知的財産分科会を

閉会いたします。長時間にわたり熱心に御議論いただきまして、どうもありがとうございました。

4. 閉 会

＜この記事に関する問い合わせ先＞

- ・ 特許庁総務部企画調査課
- ・ TEL : 03-3581-1101 内線 2154
- ・ FAX : 03-3580-5741
- ・ E-mail : [お問い合わせフォーム](#)